

第 3 1 号議案

中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 3 月 5 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

建築基準法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例（平成21年中野区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「別表第2（り）項」を「別表第2（ぬ）項」に改め、同項第3号中「別表第2（ち）項」を「別表第2（り）項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。